

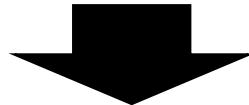
静岡市地域防災計画 令和7年度の主な修正

令和8年1月28日 静岡市防災会議

地域防災計画修正の法的根拠

地域防災計画（災害対策基本法 第42条）

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。



本市においても、これまでの市独自の取組、関係法令や国及び県の計画との整合、並びに関係機関からの意見等について検討を行った結果、地域防災計画を修正する。

静岡市地域防災計画 令和7年度の主な修正

1 静岡市の取組を反映したもの

令和7年度における静岡市の災害対応

- 1 津波警報等発表時における避難区域見直し
- 2 避難所における生活環境の改善
- 3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

2 法令の改正及び国防災基本計画等の修正に伴うもの

- 1 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災の予防・応急体制の見直し
- 2 在宅・車中泊避難者へのDWA T派遣による福祉サービスの提供
- 3 キッチンカー・トイレカー等の登録・データベース化
- 4 避難所の環境改善のための居住スペース等の見直し

1 静岡市の取組を反映したもの

0 令和7年度における静岡市の災害対応

- 1 津波警報等発表時における避難区域見直し
- 2 避難所における生活環境の改善
- 3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

1-0 令和7年度における静岡市の主な災害対応

No	月日	事象	発表された警報等	市の体制	避難情報	避難場所 避難者数	主な被害
-	6/15	大雨	大雨・洪水	準備配備	-	-	崩土・倒木
-	7/14	竜巻	竜巻注意情報	準備配備	-	-	屋根瓦飛散
-	7/16	大雨	大雨	準備配備	-	-	倒木、停電
1	7/25	崩土・孤立	-	準備配備	-	-	崩土
2	7/30	遠地地震津波	津波	災害対策本部	避難指示 40,400世帯91,130人	2,600人	-
3	9/4	台風第15号	大雨・洪水・暴風 土砂災害警戒情報	災害対策本部	避難指示 10,261世帯20,723人	2人	浸水、倒木、 崩土 など
4	1/17	林野火災	-	災害対策本部	-	-	火災

1-0 令和7年度における静岡市の主な災害対応

1 崩土・孤立 (林道東俣線における崩土)

1-0-1 崩土・孤立(林道東俣線における崩土)

1 崩土の概要

1 発生日時 2025年7月25日(金)午前11時ごろ

2 場 所 林道東俣線の起点から上流8.3km

(静岡市役所から起点まで道路距離約80km)

3 発生土量 約7,000m³

4 孤立者 崩土現場より上部にある楓島ロッヂ等に宿泊している、
一般登山者、山小屋宿泊者の計327人が孤立

5 特記事項

- ・孤立者は、待機場所である楓島ロッヂの固定電話で連絡が可能
- ・崩壊箇所は散発的小落石が発生し、更なる崩壊の危険性あり



崩土の状況



1-0-1 崩土・孤立(林道東俣線における崩土)

2 孤立者・堆積土砂への対応

静岡市の対応

情報収集: 衛星電話・ドローンを活用した現地の状況把握

情報共有: Web会議システムによる本部・現地のリアルタイム連携

応急対策: 孤立者の下山および崩土撤去の計画を策定

下山支援:迂回ルートを選定し、ロッヂ滞在者の安全な下山を支援

応急復旧: 断続的な落石に対する安全管理を徹底した土砂の撤去

対応タイムライン

7/25(金) 11:00頃	崩土・落石が発生
12:30	静岡市に第1報(地元事業者から)
14:20	職員を現地に派遣
7/26(土) 06:32	迂回ルートを確保・下山開始
09:00	崩土撤去作業開始 再崩落のおそれのため作業中断
11:56	迂回ルート第1陣横断完了 (7/31までに下山希望者327人の下山誘導を完了)
7/27(日)	崩土撤去作業再開
8/1(金) 08:30	応急復旧完了

仮復旧まで8日間



ドローンによる概況把握



重機による土砂の撤去



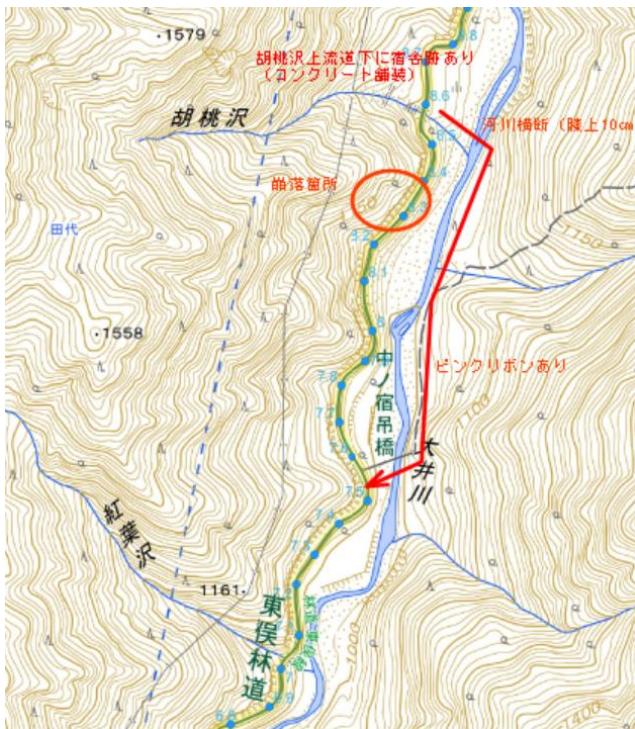
迂回ルートでの渡渉支援

国土交通省(TEC-FORCE)によるロボット操作装置の派遣
→ 掘削機械(バックホウ)の遠隔操作による、
安全かつ迅速な土砂撤去作業

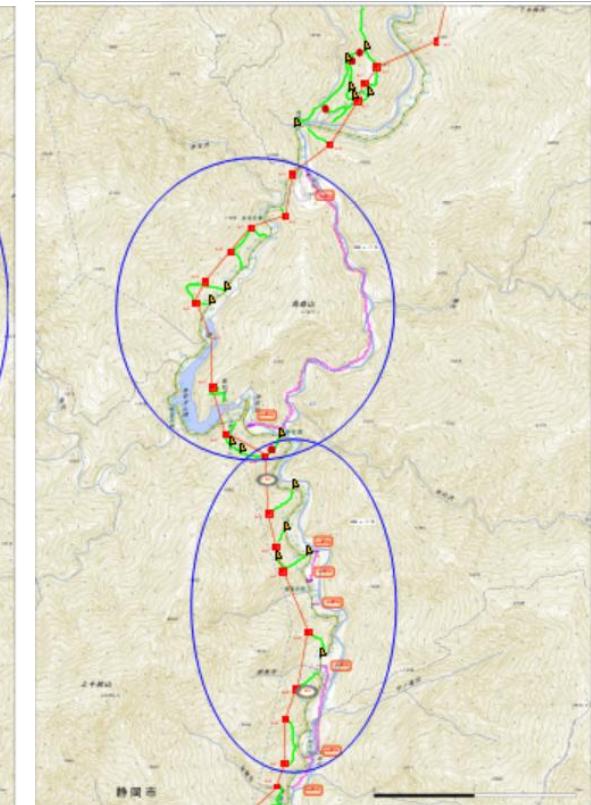
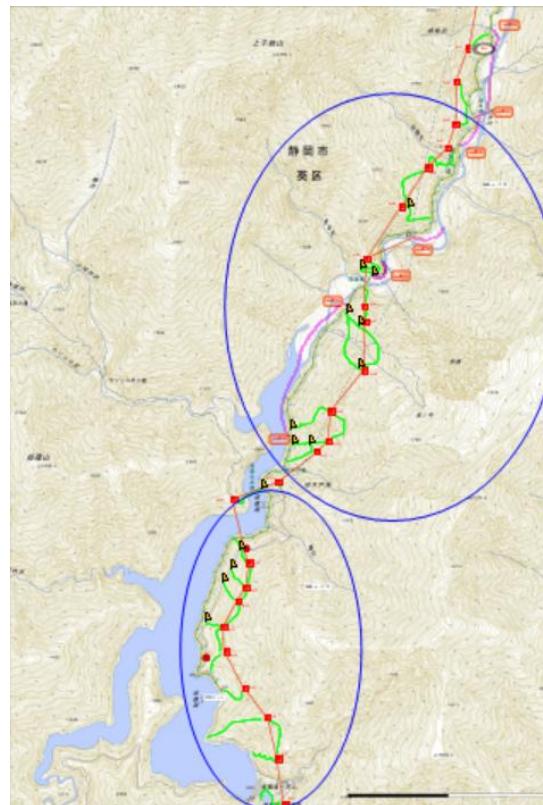
1-0-1 崩土・孤立(林道東俣線における崩土)

3 新たな迂回ルートの調査・確保

- ・本件災害を踏まえ、災害発生時に速やかに迂回路を確保できるよう、事前に有効なルートを把握
- ・9月から10月にかけ、消防局しづはた山岳救助隊が現地調査を実施し、13パターンの迂回ルートを確保



7/26 第1陣で使用した迂回ルート
(地理院地図に加筆)



迂回ルート調査結果(地理院地図に加筆)

調査(9月末～10月初)時の河川水量及びダム貯水量の場合、
山ルート:4地点での入山・2のルートで迂回が可能
河川ルート: 14地点での入渓・11のルートで迂回が可能

1-0 令和7年度における静岡市の主な災害対応

2 遠地地震津波 (カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波)

1-0-2 遠地地震津波(カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波)

1 地震・津波の概要

1 地震の概要

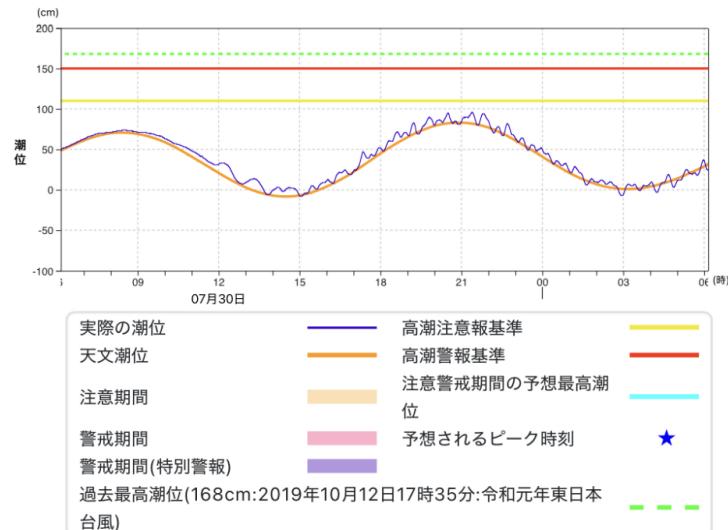
- ・発生時間: 2025年7月30日(水) 08時24分
- ・震源地: カムチャツカ半島付近
- ・規模: M 8.8(確定値)

2 津波警報等の発表状況

発表日時	静岡市に発表された警報等
7/30(水) 08:37	津波注意報 発表
09:40	津波警報 発表
18:30	津波注意報 切替
7/31(木) 10:45	津波注意報 解除

静岡市南部 観測所: 清水港[気象庁]

3日分 1日分



3 津波の観測状況(最大波)(7月31日 10時46分現在)

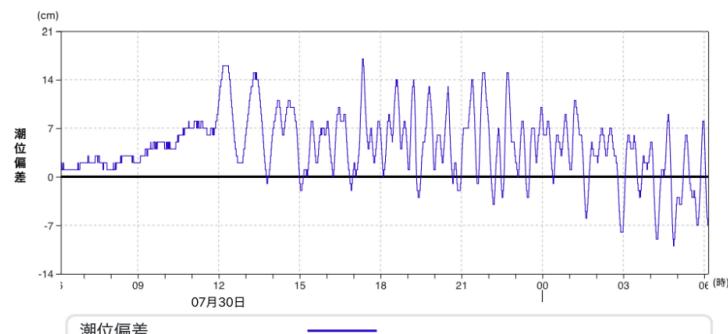
- ・清水 (観測されていない)
- ・焼津 0.3m 30日17時32分
- ・下田港 0.6m 31日00時06分

岩手県久慈港で141cm

4 静岡県内における人的・物的被害

なし

(出典) 静岡市「令和7年7月30日(水)津波警報発令に伴う対応状況(第7報)」(2025年7月31日11時15分現在)、
静岡県「カムチャツカ半島付近の地震による被害状況について【第6報】」(2025年7月31日14時00分現在)ほか



気象庁: 潮位観測情報

1-0-2 遠地地震津波(カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波)

2 津波への対応

1 静岡市の体制

日時	本市の体制	警報等
7/30(水) 08:38	準備配備体制	津波注意報
09:40	災害対策本部設置	津波警報
18:30	災害対策本部廃止	津波注意報
7/31(木) 10:45	準備配備体制解除	—



消防ヘリ・ドローンにより沿岸部の状況を映像で把握

2 避難情報の発表

日時	避難情報の種類	避難の対象区域	対象世帯・人数
7/30(水) 09:40	避難指示 発表	津波要避難地区	40,400世帯・91,130人
17:00	避難指示 一部解除 (区域の縮小)	津波浸水想定区域内で 基準水位3m以上の地域のみ	443世帯・859人
18:30	避難指示 解除	全域	

3 避難の状況

・7月30日 14:00 約2,600人(最大値)

1-0 令和7年度における静岡市の主な災害対応

3 台風第15号

1-0-3 台風第15号

1 台風第15号の概要

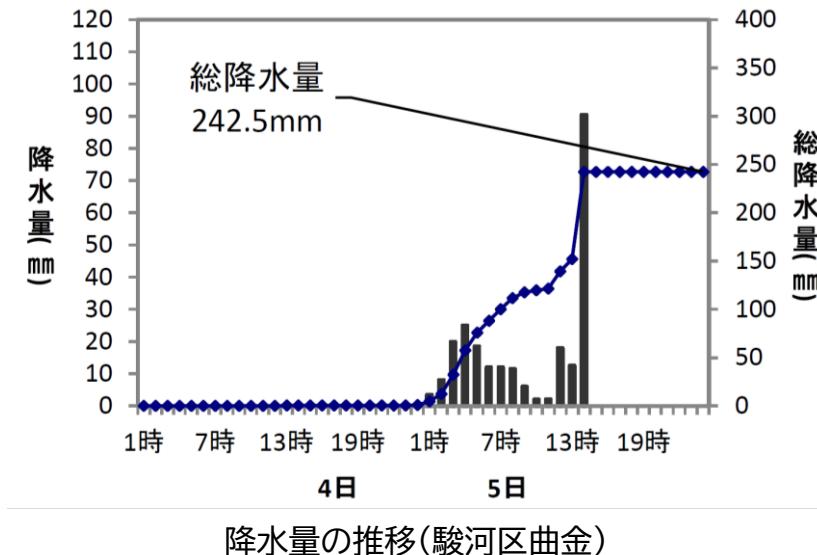
1 概況

静岡県では、台風第15号の接近・通過に伴い、2025年9月4日(木)から5日(金)夕方にかけて断続的に雨が降った。特に、5日昼過ぎを中心に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨や猛烈な雨となった。駿河区曲金では、最大10分間降水量30.5mm(観測史上1位)、最大1時間降水量96.0(観測史上3位)を観測した。

また、県内では、牧之原市をはじめ6市町で竜巻等の突風被害が報告された。

2 気象警報等の発表状況

発表日時	静岡市に発表された警報等
9/5(木) 11:43	大雨警報（南部・北部）発表
11:55	土砂災害警戒情報（南部・北部）発表
13:17	洪水警報（南部）発表
13:25	暴風警報（南部）発表
15:40	土砂災害警戒情報（南部・北部）解除
16:13	大雨（南部・北部）解除 暴風・洪水警報（南部）解除



3 災害救助法の適用

静岡県は、9月5日、静岡市を含む9市1町に災害救助法の適用を決定した。

1-0-3 台風第15号

2 台風第15号への対応

1 静岡市の体制

日時	本市の体制	警報等
9/5(金)11:43	準備配備体制	大雨
11:55	災害対策本部設置	大雨 土砂災害警戒情報
12:00	第1回災害対策本部会	大雨 土砂災害警戒情報
13:25	第2回災害対策本部会	大雨・洪水・暴風 土砂災害警戒情報
17:00	災害対策本部廃止	—



2 避難情報の発表

日時	避難情報の種類	避難の対象区域	対象世帯・人数
9/5(金)12:13	避難指示 発表	葵区 賢機北、玉川、大河内、大川地区の土砂災害警戒区域	778世帯・1,443人
13:48	避難指示 発表	常念川・継川（ままがわ）流域	9,483世帯・19,280人
14:30	避難指示 解除	常念川・継川（ままがわ）流域	9,483世帯・19,280人
14:37	避難指示 解除	葵区 賢機北、玉川、大河内、大川地区の土砂災害警戒区域	778世帯・1,443人

3 避難の状況

避難者数:2人(清水区)

1-0-3 台風第15号

3 主な被害

4 主な被害

- ・人的被害 なし
- ・住家被害 床上浸水 23棟 床下浸水 152棟 (駿河区登呂・清水区興津など)
- ・崩 土 8件 (葵区横沢、駿河区丸子芹が谷、清水区尾羽など)
- ・道 路 冠水 10件、車両の水没 4件 (清水区中之郷 など)
- ・農業用施設 ビニールハウスの倒壊・浸水 (駿河区西平松 など)



アンダーパスの冠水(清水区中之郷)



ビニールハウスの倒壊(駿河区西平松)

1-0-3 台風第15号

4 牧之原市・吉田町への支援

1 静岡市消防局(広域消防)

牧之原市・吉田町を所管する署のほか、静岡市管内からも車両を派遣し、消火・救急活動等を実施

台風第15号 関連出動件数

	火災等	救助	救急	その他	合計
静岡市		2		4	6
島田市	1			2	3
吉田町	1	1	8	6	16
牧之原市		3	11	4	18
計	2	6	19	16	43



突風被害(吉田町大幡地内)



2 静岡市

県からの要請に基づき、牧之原市・吉田町に対し、9/12(金)から10/20(月)の間、延べ234人の職員を派遣

静岡市職員の災害派遣

市町	支援内容	派遣期間	延べ人数(人)
牧之原市	罹災証明発行事務	9/20～10/20	73
	住家の被害認定調査事務	9/30～10/1	88
	応急修理業務に関する技術的支援	10/10・11	2
吉田町	住家の被害認定調査事務	9/12～9/3	71
計		9/12～10/20	234

罹災証明申請窓口(牧之原市)

1-0 令和7年度における静岡市の主な災害対応

4 林野火災

1-0-4 林野火災

1 林野火災の概要

1 林野火災の概要

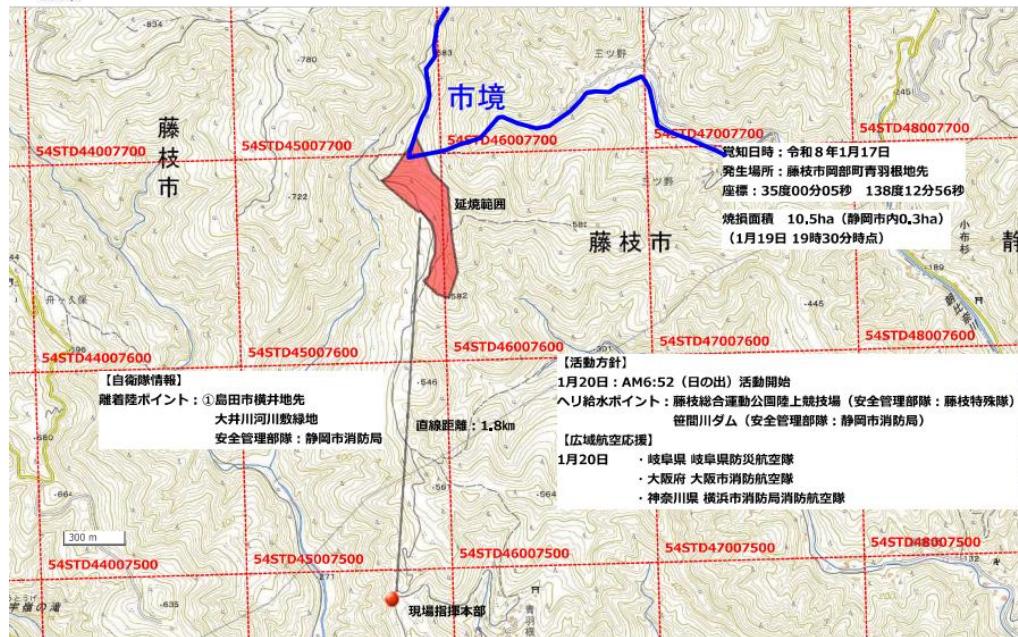
・発生時間: 2026年1月17日(土) 12時33分

・発生場所: 藤枝市岡部町青羽根付近

静岡市葵区小布杉地先（藤枝市域からの延焼、19日(月)20時頃覚知）

・焼損面積: 約 10.5ha (うち静岡市内約0.3ha (葵区小布杉)) (1/19時点)

地理院地図
GSI Maps



延焼範囲と位置図（背景：地理院地図）

令和8年1月20日（火）9時時点〈志太消防本部提供〉



藤枝市岡部町青羽根地先

令和8年1月18日（日）午前〈藤枝市提供〉

1-0-4 林野火災

2 市の対応

2 静岡市の対応

日時	静岡市の対応
1/17(土) 12:30頃	志太消防本部から静岡市消防局あて、林野火災発生の第一報
1/18(日) 08:15	志太消防本部から静岡市消防局あて、空中消火活動に伴う支援要請
1/18(日) 以降	ヘリ場外離発着場・給水ポイントでの安全管理(島田市・川根町)を実施
1/19(月) 20時頃	志太消防本部から消防局あて、 <u>静岡市域に延焼が及んでいること</u> の情報提供
1/20(火) 11:30	災害対策本部を設置、静岡県に対し <u>自衛隊の災害派遣を要請</u> (11:35)
1/23(金) 12:15	「火勢鎮圧」宣言(11:05)を受け、自衛隊の災害派遣撤収を要請、災害対策本部を廃止
1/26(月) 11:40	「鎮火」宣言、情報収集体制解除



静岡市域の焼損面積0.3ha
住民避難その他、被害なし

林野火災の「火勢鎮圧」にあたっては、ヘリによる空中消火作業など、自衛隊をはじめとする応援機関に多大なるご尽力を賜りました。

1 静岡市の取組を反映したもの

0 令和7年度における静岡市の災害対応

1 津波警報等発表時における避難区域見直し

2 避難所における生活環境の改善

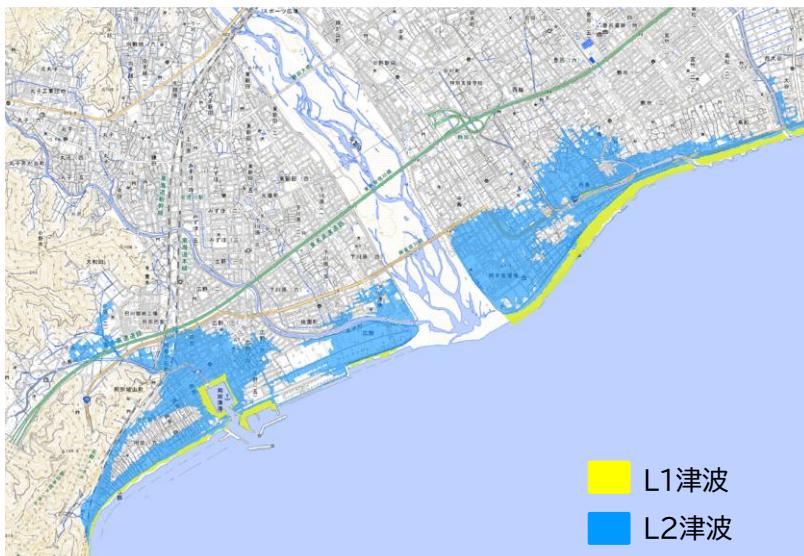
3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

背景

昨年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報は、静岡市にとって2011年の東日本大震災以来、14年ぶりの津波警報となった。

現在の「静岡市津波避難計画」では、津波警報（予想される津波高3m以下）でも、最大クラス（L2）の浸水想定区域を避難の対象としており、避難区域が過大となっている。



浸水想定区域の比較(駿河区)



浸水想定区域の比較(清水港南部)

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-4 p.19】

- ・避難指示発表後、新たな地震・津波に関する情報や、津波防護施設の健全性等を踏まえ、避難区域を見直す

(津波警報等に応じた避難区域の見直しについては「静岡市津波避難計画」の修正で対応)。

対応状況

- ・3月までに具体的な避難区域の範囲を策定し、津波避難計画の修正を行う。

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

(参考) 令和7年7月30日の津波における避難指示区域決定の考え方

- ・避難指示は、災害対策基本法第60条の規定により市町村長が必要と認める地域にその権限で避難のための立ち退きを指示することができる。
- ・よって、どの範囲に避難指示を出すかについては、市長の判断により行う。
- ・今回の津波については、**津波警報発表当初**(09時04分)は、情報量が少ないため最悪の事態を想定し、初動全力で避難するために、**南海トラフ地震のレベル2津波**(久能海岸では高さ12mの津波)を前提とした**津波浸水想定区域**に避難指示を発表した。
- ・その後、気象庁の**予測津波高**や津波の到達の**観測情報**、及び**ハザードマップの浸水深(基準水位)**をもとに、あらためてリスク分析を行い、その時点時点で**必要な津波浸水想定区域を判断**した。
- ・また、今回の津波は、地震の揺れによる防潮堤の被害はないことから、**防潮堤の防護効果を評価**できることも考慮した。
- ・この結果、**17時00分**、沿岸に3mの津波が到達しても**浸水のリスクが極めて低い地域への避難指示を解除**した。
- ・南海トラフ地震による想定津波浸水深が3m以上の地域については、避難指示を継続した。
- ・**18時30分** **津波警報から津波注意報へ切替**を受けて、**全域で避難指示を解除**した。
- ・上記の避難指示範囲の決定は、「**市民生活への影響を最小限に抑えつつ、安全性を確保するための、迅速かつ柔軟な判断であった**」と考えている。
- ・上記の判断は、津波の伝播の形態やハザードマップの考え方について、十分な知識を持った上で行った。

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

1 津波避難指示の運用最適化

<背景と目的>

2025年7月のカムチャツカ地震等の教訓を踏まえ、津波避難指示の範囲・内容を適切に決定するため、国のガイドラインも参考に、科学的根拠に基づく段階的な避難指示の運用を行う。

1 現在の課題

- ・**避難区域の整合性**: 予想される津波高(3m以下)に対し、常に最大クラス(L2)の浸水想定を適用しているため、避難区域が必要以上に広域となっている。
- ・**避難行動の実効性**: 住民が個人として予想する津波高さと、市が避難指示の前提とする津波高さに差異があり、住民の避難行動に結び付きにくい。
- ・**避難行動の負担等**: 想定外の高さの津波に備え広域な避難区域を設定したため、高齢者等の避難行動の負担や、社会経済活動への影響が大きい。

2 避難情報の運用最適化

- ・**津波警報の区分に応じた区域**を避難区域に設定する。
- ・その後、津波の発生形態や観測情報、防潮堤等施設の健全性を考慮し、**避難区域を段階的に変更**する。

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

(参考) 気象庁が発表する津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合 の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。
- 津波予報区の第一波の到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波の第一波が到達する時刻です。同じ予報区の中でも、場所によってはこの時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがあります。

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

2 津波警報等に応じた避難区域

気象庁が発表する津波警報等の区分に応じて、段階的な避難区域を新たに設定
※不確実性を考慮し、大津波警報の高さ区分は考慮しない

表1-1-2 津波警報等に応じた静岡市が設定する避難区域

警報等	気象庁が発表する津波の高さ		静岡市が設定する避難区域 ^{※1}
	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合 の発表	
大津波警報	10m超	巨大	L2津波(最大クラス) 浸水想定区域
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	L1津波 ^{※2} 浸水想定区域
津波注意報	1m	(表記しない)	海岸堤防等より海側の地域

※1:浸水想定区域を基本とし、微細な非浸水域を包含した上で、道路等の主要な地物や地形的な区分を境界とするよう区域設定

※2:1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震の5例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル1地震の最大クラスと見なせる仮想地震
(2015年6月:静岡県)

1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

3 避難区域の段階的な変更

避難指示発表後、地震の発生形態と、観測情報や施設の健全性を確認し、合理的に避難区域を見直す。

1 初動対応(地震発生から約3分以内)

「警報等の区分に応じ静岡市が設定する避難区域(表1-1-2)」により、ただちに避難指示を発表する。

2 詳細情報の収集・確認(随時)

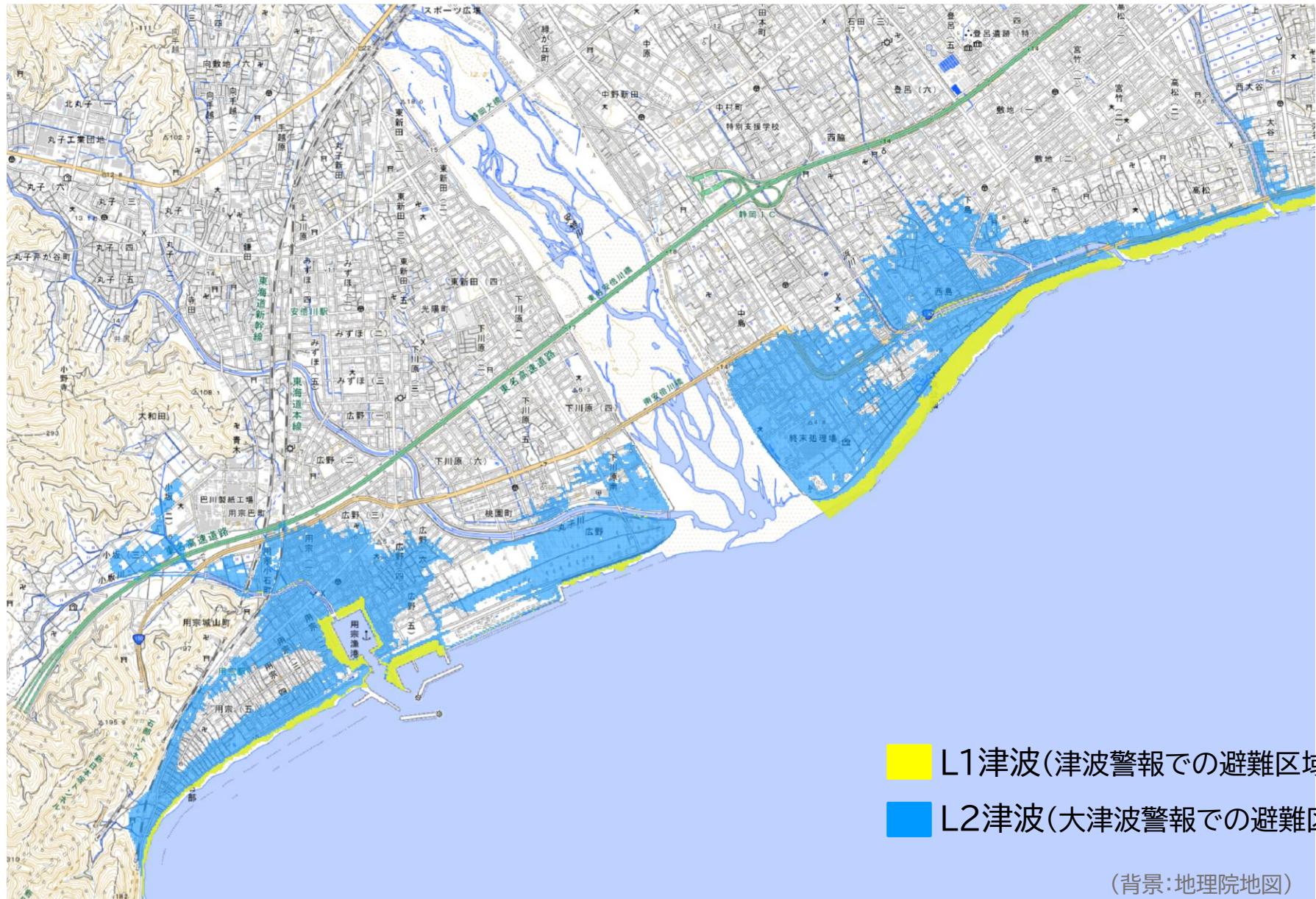
津波到達予想時刻や津波の高さ予想、最新の地震・津波の観測データなどを継続的に収集する。あわせて、防潮堤等の津波防護施設が、揺れや津波などにより機能を損なわれていないか、安全に配慮しながら確認する。

3 避難区域の最適化判断

地震の発生形態(規模、場所、伝達経路等)を認識した上で、実測値や予測値の発表結果を参考に、かつ津波防護施設の健全性が確認された場合、浸水リスクの再評価を行い、避難指示の区域を縮小、または解除する判断を行う。

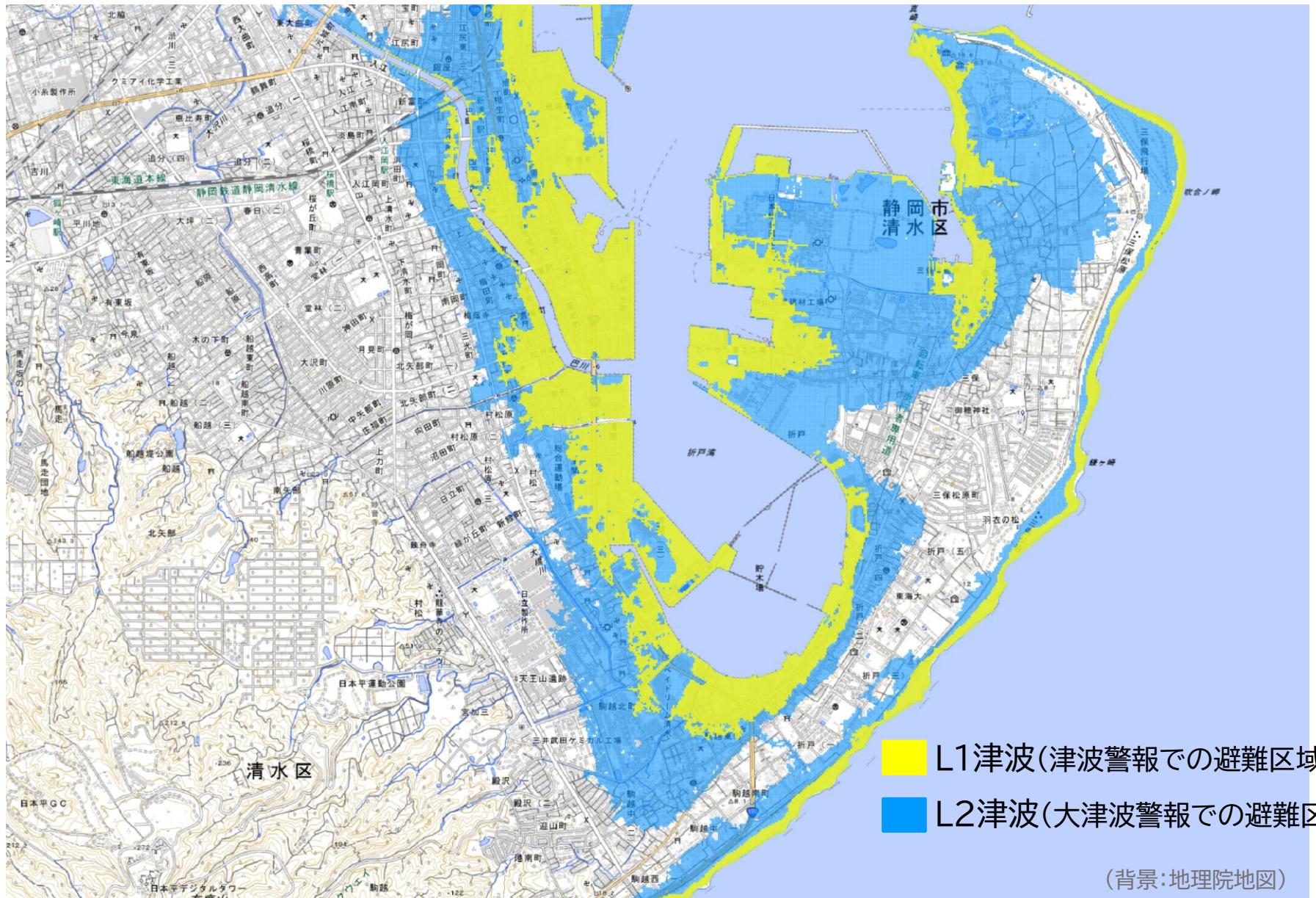
1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

4-1 (参考)浸水想定区域の比較(駿河区)



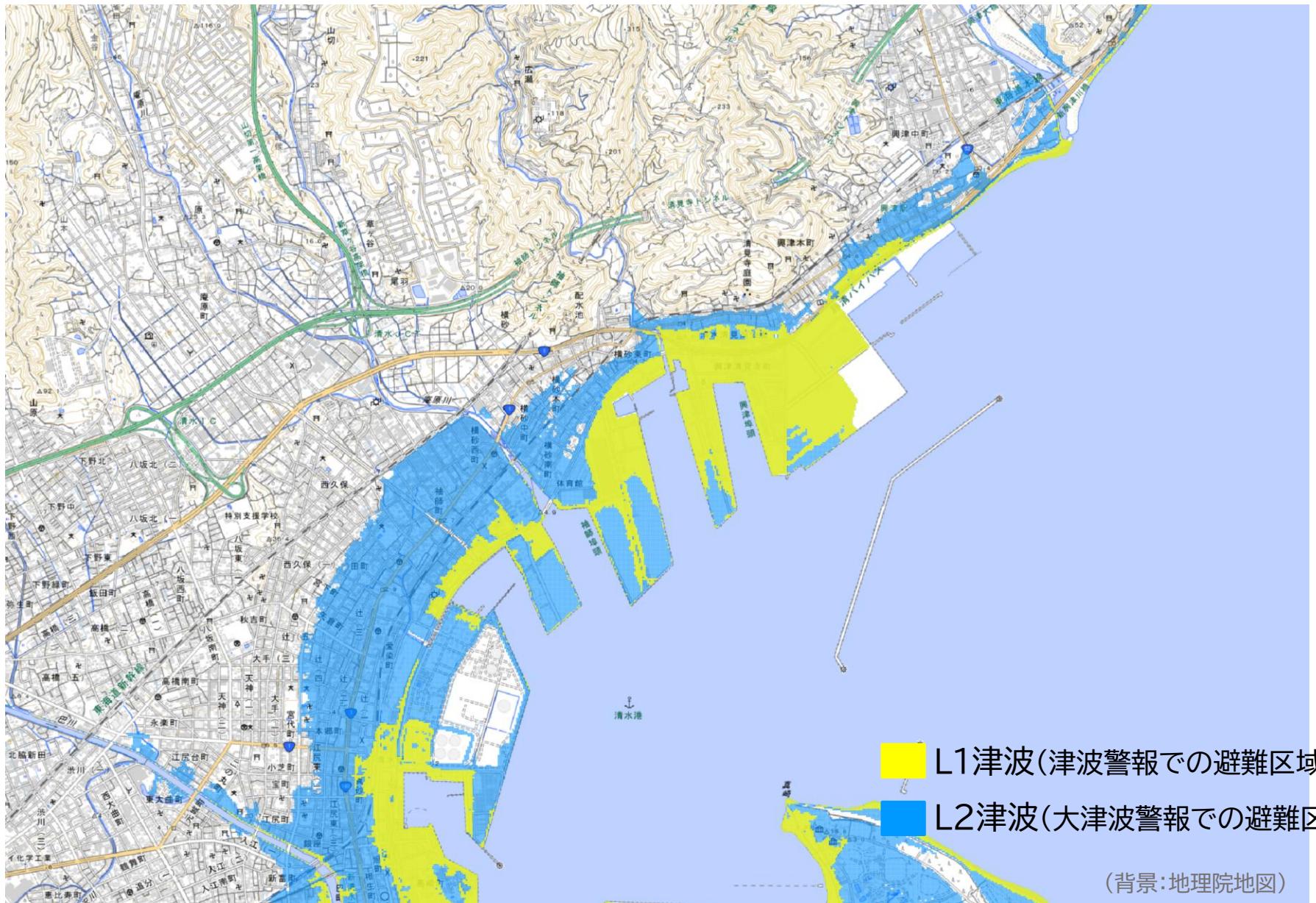
1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

4-2 (参考)浸水想定区域の比較(清水港南部)



1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

4-3 (参考)浸水想定区域の比較(清水港北部)



1-1 津波警報等発表時における避難区域見直し

5 今後の取組

1 避難区域の設定

- ・浸水想定区域を基本とし、微細な非浸水域を包含した上で、道路等の主要な地物や地形的な区分を境界とするよう区域を設定

・津波避難計画の修正

地域防災計画の具体計画である「静岡市津波避難計画」を修正し、新たな運用基準を明文化

2 住民への周知

- ・市Webサイトに新たな運用基準を掲載するとともに、静岡市地理情報システム「しずマップ」にL1津波の浸水想定区域を掲載
- ・自主防災連絡会での周知や市政出前講座等での説明、学校における防災教育に加え、沿岸部の自治会や要配慮者利用施設に対する説明会を実施
- ・津波避難訓練等の各種防災訓練の機会を活用した、参加者への周知・啓発を実施

3 運用時期

2026年2月 運用開始

2027年3月 静岡県の浸水想定区域見直し(2026年度内)にあわせ地形等の再評価を行い、避難区域を修正。3月の津波避難訓練で周知

1 静岡市の取組を反映したもの

- 0 令和7年度における静岡市の災害対応
- 1 津波警報等発表時における避難区域見直し

2 避難所における生活環境の改善

- 3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

1-2 避難所における生活環境の改善

背景

- ・過去の大規模災害では、避難所の過密や不衛生な環境が引き起こす「災害関連死」が課題となったほか、避難者が教室や廊下にまで溢れることで学校機能が長期間麻痺する事態が相次いだ。
- ・近年の命に関わる酷暑や高齢化の進展により、空調のない体育館での避難生活や要配慮者への対応不足が大きなリスクとして浮き彫りになった。
- ・安否不明者の迅速な搜索・救助活動を行うため、限られた時間の中で、被災者の安否に関する情報の収集・集約・提供を行うことが求められている。

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 pp. 35, 41, 42, 43】

- ・学校施設等の有効活用により避難所収容面積を確保する
- ・地震規模に応じた「段階的な避難所開設」及び「段階的な避難所閉鎖」の基準を新設
- ・福祉避難所の受入対象に「乳幼児等」を追加
- ・耐震性能を考慮した応急危険度判定
- ・被災者の安否情報の収集・提供体制にDXを活用

対応状況

- ・策定した基準について、市民や施設管理者に周知していく。

1-2 避難所における生活環境の改善

1-1 収容面積の確保(現在の収容能力)

1 スフィア基準の採用

令和7年度の地域防災計画修正において、避難所の居住環境を改善するため、避難者1人あたりの占有面積を、従来の3.0m²から、国際的な人道支援基準である3.5m²(スフィア基準)へ引き上げた。

2 基準見直しの背景と目的

長期化する避難生活においては、避難所での衛生状態の維持や心身の健康の確保が重要であり、災害関連死を防ぐためにも、より余裕のある生活空間を確保する必要がある。

3 現状の課題

従来基準でも、約8万人の収容力不足が生じていたが、スフィア基準の適用後は、全避難者を収容するための必要面積の確保がさらに大きな課題となっている。

想定避難者に対する指定避難所収容能力 (単位:人)

想定避難所避難者数	現在の指定避難所収容可能人数	収容できない人数
182,543	静岡県基準	102,368
	スフィア基準	88,214

静岡市地域防災計画資料編(令和7年4月修正)及び静岡県第4次地震被害想定より算定

1-2 避難所における生活環境の改善

1-2 収容面積の確保（学校施設等の有効活用）

スフィア基準を満たしつつ、全ての避難者を収容するため、これまで十分に活用されていなかった学校施設について、体育館などでの受入を優先しつつ、収容能力を超える避難者が発生した場合は、教室などを避難スペースとして利用する運用へ転換する。

教室を避難スペースとするメリット	教室を避難スペースとするデメリット
<ul style="list-style-type: none">・空調設備が完備・「細分化された空間」によるプライバシー確保や、高齢者・妊娠婦など、配慮が必要な方への柔軟な部屋割り	<ul style="list-style-type: none">・学校再開への影響と教育活動の停滞・垂直移動の困難性・バリアフリーの限界

1 面積確保の試算結果

市立小中学校各6校、計12校の校舎を対象に、教室、会議室、廊下等の避難者受入可能面積を調査した。その結果、受入可能面積の平均は、延床面積の約77%であった。(現在は15%)

この結果から、延床面積の70%を避難スペースに活用すると設定した場合、小中学校の開放面積は、現在の約9.4万m²から約43.5万m²へと大幅に拡大(約34万m²の増)する。これにより、市内の全避難所における合計収容面積は約64.9万m²(現状30.9万m² + 増加分34万m²)を確保できる見通しとなった。

2 収容可能人数の算定と充足見込み

スフィア基準(3.5 m² /人)に基づき算出した結果、全避難所で約18.5万人の受入が可能となり、想定される避難者数(約18.2万人)を充足する。

3 今後の対応

市内の県立高校16校にも同様の協力を要請しており、さらなる収容機能の確保を図る。

1-2 避難所における生活環境の改善

2 地震規模に応じた段階的な避難所開設基準の策定

過去の災害では、震度5強以下の避難者は限定的であり、震度6弱から避難者が増加する傾向が確認された。このため、揺れの強さに応じた以下の基準を設定した。

	レベル1 (震度5相当)	レベル2 (震度6弱相当)	レベル3 (震度6強相当)
地区支部拠点 (学区・地区に各1か所)	○	○	○
公立学校体育館、公立体育馆等 (学区・地区に各複数か所)	—	○	○
上記以外のく市有施設 (市有施設全て)	—	—	○
上記以外の協定施設 (協定施設全て)	—	—	○
主に市立学校の教室等※	—	—	△(※)
開設する避難所数・面積	77か所・7.7万m ²	180か所・19.5万m ²	257か所・30.9万m ² (64.9万m ²)※

※ 避難者の発生状況に応じ、学校施設の教室等を活用

平成28年度以降、国内で震度5以上を観測した地震は48回、うち

震度5(31回)での避難所設置は2回(7か所) 避難者123人

震度6弱(10回)での避難所開設は8回(647か所) 避難者4843人

震度6強以上(7回)での避難所開設数は7回(3744か所) 避難者26,2671人

1-2 避難所における生活環境の改善

3 段階的な避難所閉鎖の順位策定と今後の取組

1 地震時の応急危険度判定について

避難所の早期開設を目的として、耐震ランク I a の建物は簡易な方法により安全性の確認を行った上で、当面、避難所として使用する。一方、耐震性が相対的に低い建物は応急危険度判定を優先して行う。それらの建物の調査が完了した後に、耐震ランク I a の建物の判定をあらためて実施することを原則とする。

2 閉鎖の順位

避難所を閉鎖するにあたり、学校の教室や、民間施設を使用している避難所は、施設本来の機能を早期回復する観点から優先的に閉鎖し、避難者の生活環境に配慮しながら、避難者を体育館やその他の公共施設へ段階的に集約していく。

3 今後の取組

市民や、避難所に指定されている施設の管理者に対し、段階的な避難所の開設・閉鎖基準について、周知していく。

避難所閉鎖順位

順位	閉鎖する場所
1	主に学校の教室等、民間施設
2	国・県有施設(体育館を除く)
3	市有施設(地区支部及び体育館を除く)
4	公立学校体育館、公立体育館
5	地区支部拠点を兼ねる避難所

1-2 避難所における生活環境の改善

4 小・中学校体育館の空調環境整備

1 背景

- ・小中学校体育館は、災害時、指定避難所として多くの避難者を受入れる重要な施設である。
- ・しかし、市立小・中学校体育館には空調設備が未整備であり、近年の猛暑日の増加に伴い、避難所における熱中症対策が課題となっている。

2 方針

- ・災害時の熱中症対策と避難所の生活環境の向上を図るとともに、平時の学校教育環境の改善にも資することを目的として、2033年度までの8年間で、
全ての市立小・中学校体育館に空調の設備を目指す。

3 整備の予定

- ・ 2025～2026年度 :3校(モデル校)
- ・ 2026～2033年度 :107校
※今年度含め8年間で110校への整備を目指



2007/07/23 柏崎小学校

空調設備がなく、扇風機に頼らざるを得ない、
夏の小学校体育館での避難(2007.7 新潟県中越沖地震)

1-2 避難所における生活環境の改善

5 福祉避難所の確保及び機能拡充

1【現状】福祉避難所の課題

- ・要配慮者数の増加に対し、現在の受入施設数では十分な収容規模を確保しにくい
- ・既存の福祉避難所は配置に偏りがあり、地域間で不均衡が発生
- ・乳幼児・妊産婦向けの福祉避難所が未整備であり、一般避難所では専門環境の確保が困難

2【方針1】高齢者・障害者向けの体制強化

- ・受入可能な通所施設も指定対象とする
 - 受入施設数の増加により、災害時の収容能力を向上
 - 地域間の偏在の是正と身近な受入先を確保
- ※課題：宿泊設備の不足、交代制（夜間等）の人員確保

3【方針2】乳幼児・妊産婦向け環境の新設

- ・市立こども園を福祉避難所に指定する
 - 乳幼児向け避難先を確保、授乳・沐浴等に対応可能な環境を整備
- ・助産師会との協定による、災害時の母子支援体制を構築
 - ※課題：避難が長期化した場合の、保育機能の再開と避難生活維持の両立

1-2 避難所における生活環境の改善

6-1 安否確認システムの構築

1 災害時の安否確認における市の役割

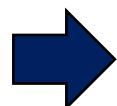
- ・ 安否不明者の公表や絞り込みにより、捜索活動や救助活動の効率化・円滑化を図ることで、被災後の生存率が高い期間内(おおむね発災から72時間以内)での一刻も早い人命救助につなげる。
- ・ 大規模災害発生時、発災から48時間以内に安否不明者等の氏名や住所等を作成・公表する。

2 安否確認における現状

- ・ 自主防災組織や民生委員等から住民の安否確認結果の報告を受けることとしているが、発災直後には、混乱し、または自らが被災し、迅速に安否不明情報を十分に把握できないことも想定される。
- ・ また、時間の経過とともに自主防災組織や住民、関係機関から、口頭などにより膨大な量の安否不明情報が寄せられる中、人海戦術で、情報集約や問合せに対応するのは困難となることが見込まれる。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、現状は安否情報の収集から整理までをアナログ手段のみに頼っているため、迅速性、効率性、正確性に欠ける対応となることが想定される。

3 安否確認に向けた課題

- ・ 1人でも多くの被災者の人命を救うためには、寄せられる膨大な安否情報を、限られた人員で短期間で収集、集約、整理しなければならない。
- ・ 収集、集約、整理した安否情報を、的確な人命救助や被災者の安全・安心、また被災者支援につなげるためには、情報の正確性や個人情報への配慮が必要となる。



DXを活用した安否確認システムの構築が必要

1-2 避難所における生活環境の改善

6-1 安否確認システムの構築

4 安否確認システムの構築に向けての取組(2024年12月に着手)

- ・ 安否確認に関する人や機関、団体を整理のうえ、安否情報の収集から名簿の公表までの業務フロー作成
- ・ 住民基本台帳の活用の可否や手法の検討と、個人情報保護に関連した法的整理
- ・ 安否確認に必要な情報の種類と項目の整理や、対象者の絞り込みの手法検討
- ・ (上記の整理の上、)想定するシステムの概念図やフロー図作成

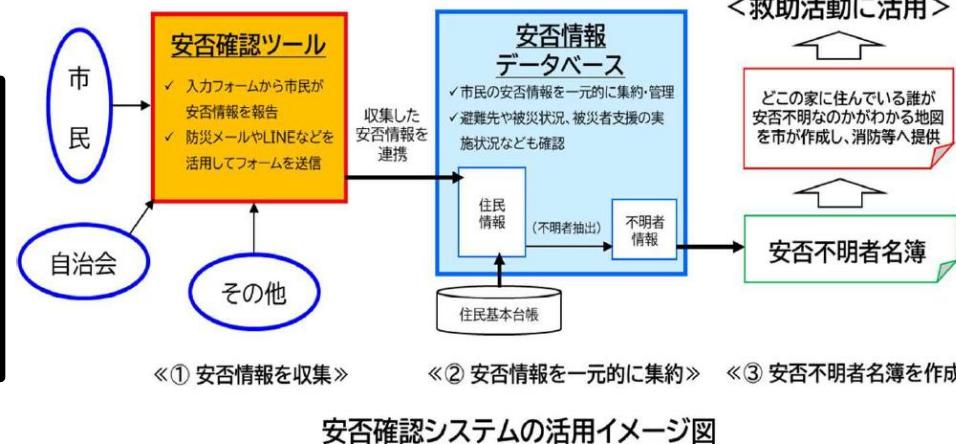


- ・ 2025年6月補正で予算を確保の上、「災害時市民等安否確認システム設計業務」を発注し、システム化の方針や庁内システムとの連携、データベース構造やセキュリティ要件など、システム構築業務発注に必要となる業務仕様や画面、帳票などのシステム設計書を作成中
- ・ 2025年12月までに、市民が直感的に安否情報を入力できる「安否確認ツール（入力フォーム）」のプロトタイプを、スタートアップ事業者との協業により作成



**DXを活用した
安否確認シス
テムの構築
(2027年3月運用開始へ)**

※詳細は次ページ



スタートアップ事業者との協業により作成した
安否確認ツールのプロトタイプイメージ

静岡市安否確認フォーム

[安否確認申請フォームへ](#)

このフォームは大規模災害時に、静岡市内で被災した市民等の安否情報を収集するためのものです。
迅速な救助活動や被災者支援を行うため、あなたの把握している情報の登録に御協力ください。

申請者（あなた）の情報

申請者は本人の氏名、生年月日、連絡先を入力してください。

自分の安否情報を把握している安否情報を送信する。

自分以外の把握している安否情報を送信する。（自分自身は現在市外にいる、または自分の安否情報は送信済みの場合はこちら）

姓 ※必須
例) 静岡

名 ※必須
例) 静岡

セイ（カナ） ※必須
例) シズオカ

メイ（カナ） ※必須
例) シズオカ

電話番号 ※必須
ハイフンなしで入力:
shizuoka-cityhall@

生年月日

西暦
平成
明治
大正
昭和
令和

年

選択しない

月

選択しない

日

選択しない

1-2 避難所における生活環境の改善

6-2 安否確認システムの構築

5 開発予定の安否確認システム

(1) 「安否確認ツール」とは

【概要】市民が災害時など混乱期においても容易に安否情報を入力できるツール（入力フォーム）

- ・ 安否不明者名簿の記載に必要な住所、氏名、生年月日、性別、安否情報のほか、被災場所や避難場所、電話・メールなどの連絡先の情報を収集することで、その後の支援につなげる
- ・ 「防災ナビ」や「市LINE」、「防災メール」など、市が運用している様々なツールから「安否確認ツール」にアクセスを可能とする（クリックなどで入力画面に遷移するリンクを表示）
- ・ 2025年12月7日（日）の地域防災訓練で、市民による操作体験と意見収集を実施し、入力項目の再検討や入力サポート追加などの改善を経るなど、入力者の負担軽減に配慮する

(2) 「安否確認システム（全体）」とは ※先進事例のないシステム構築

【概要】住基情報と連携し、正確かつ迅速に安否情報を集約、安否不明者名簿等作成や支援につなぐ

- ・ 県や国が示す最新の方針等の内容を、必要な機能として整理し、システムに反映する
- ・ 効率的かつ経済的なシステム構築に向け、早期開発と費用対効果を念頭に、複数のシステム構成案を作成し、実装可能性や耐障害性、セキュリティ、経済性等の面から比較検討を実施した
- ・ 住民基本台帳情報との連携を実現する（「静岡市統合データ基盤」と連携、活用）→正確性の向上へ
- ・ 安否確認事前入力（連携）を行うことで、非常時の入力負担を軽減する（平時からの呼びかけが重要）

6 今後のスケジュール（予定）

2025年度2月補正

開発費用に係る予算を計上→審議へ

2026年2月

議決後、発注手続き開始し、委託契約を締結

2026年6月

システムの概要を自主防災組織に説明するとともに市民周知を開始

2026年12月

地域防災訓練における事前入力の入力体験を実施→改善へ

2027年3月

★運用開始⇒市民に事前入力の呼びかけを開始

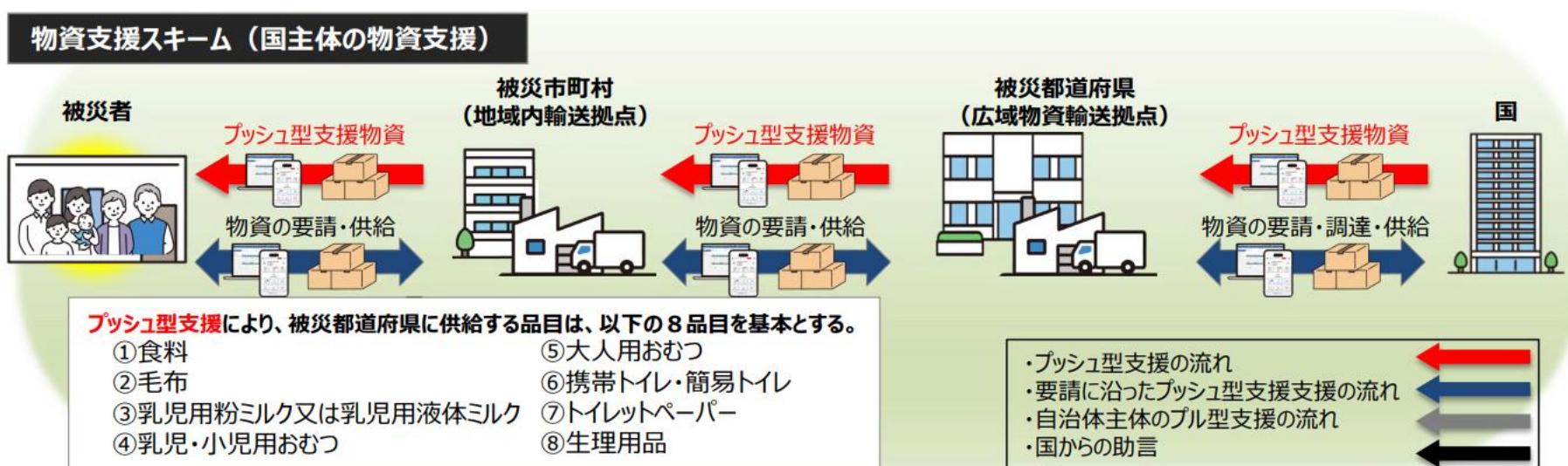
1 静岡市の取組を反映したもの

- 0 令和7年度における静岡市の災害対応
- 1 津波警報等発表時における避難区域見直し
- 2 避難所における生活環境の改善
- 3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し**

1-3 備蓄物資の拡充や国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給方法の見直し

背景

これまで市では、物資の備蓄量を3日分としてきたが、国による「プッシュ型支援」の遅延も想定し、物資が市民に行き渡るまでに要する時間を考慮した結果、備蓄量を5日分に拡充する見直しを行っている。この見直しを踏まえ、備蓄が必要となる日数及びプッシュ型支援への対応について、地域防災計画に明記する。



出典：内閣府 災害時の物資支援について

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 pp. 21, 45-59】

- ・原則5日間分の備蓄物資の確保
- ・プッシュ型支援への対応、指定避難所等までの輸送体制の確保等に関する内容

対応状況 ・備蓄物資について「量」、「品目・質」、「保管場所」の視点での見直しを進めている。

1-3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

1 生活環境の確保に向けた資機材整備

2025年度の主な取組

1 テント式パーティションの充実

- ・現在、自立式パーティション(4,820張)を備蓄、新たにテント式パーティション10,500張を追加購入し、市立小中学校等 131施設に配備作業中（3月末完了予定）

→避難所における避難者のプライバシーが保護され、心理的安定や安心した避難生活の維持につながる。



パーティションの設置訓練(横内小学校:2025.12)

2 トイレカーの整備

- ・トイレカーを2台導入(2台目は2月導入予定)
今後、1台追加導入し、合計3台を市内に配置予定
 - ・導入したトイレカー※は、平時のイベント・訓練等でも活用し、災害時の運用性・即応性を確保
- ※多目的トイレ、オストメイト対応設備、温便座、昇降リフトなど装備

→衛生的なトイレ環境を整えることで、感染症リスクなどを軽減する。



要配慮者の使用体験(豊田中学校:2025.12)

1-3 避難所における資機材整備及び備蓄計画の見直し

2 備蓄の見直し方針(今後の改善方向)

避難所用備蓄物資について、「量」「品目・質」「保管場所」の3つの視点から見直しを進める。

1 備蓄量の見直し

- ・避難所に加え、在宅・車中泊等の避難者増加を踏まえた必要量の再設定
- ・食料・衛生用品を中心に備蓄量を拡充(従来の3日分から5日分に増加)

2 備蓄品目の充実・質の向上

- ・衛生用品の充実(オストメイト対応トイレ、大人用おむつなど)
- ・避難者のニーズに応じた備蓄品目の強化(おかゆなど)

3 分散備蓄と供給体制の強化

- ・学区・地区単位での分散備蓄による、避難所への初動供給の迅速化
- ・配送事業者との連携による、物資集積所から避難所への供給体制の強化

1 静岡市の取組を反映したもの

2 法令の改正及び国防災基本計画等の修正に伴うもの

- 1 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災の予防・応急体制の見直し
- 2 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- 3 キッチンカー・トイレカー等の登録・データベース化
- 4 避難所の環境改善のための居住スペース等の見直し

2-1 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災の予防・応急体制の見直し

背景

2025年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、消防庁において、「岩手県大船渡市林野火災踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」などにより、林野火災の予防・応急体制等の検討が行われた。これらの検討結果を踏まえ、国の防災基本計画が修正された。



2月28日13時30分頃、旧綾里中学校付近から北方向（綾里富士方向）
出典：総務省消防庁「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の
あり方に関する検討会」



2月28日3時頃、赤崎町の山中
出典：総務省消防庁「大船渡市林野火災の概要」

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 pp. 12-16, 73-76】

- ・気象情報を活用した火災警戒、住民への注意喚起の在り方や防災知識の普及啓発等
- ・林野火災における消防体制の強化

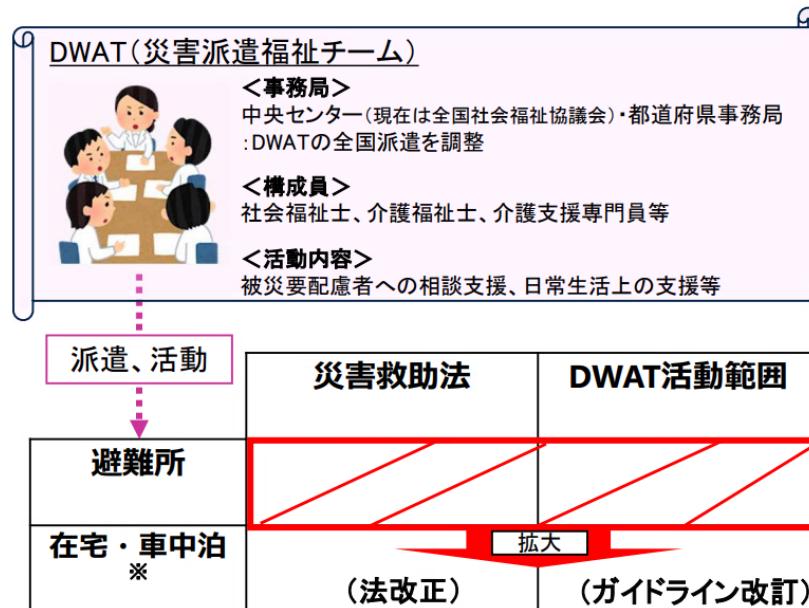
対応状況

- ・気象情報の状況に応じた的確な林野火災警報及び注意報を発令を発表するため、2月議会で条例改正を行う。
- ・林野火災を想定した現在の消防体制や対応要領について、より実効性の高い体制とするため、消防署ごとの防ぎよ体系図の策定などを行う。

2-2 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供

背景

能登半島地震の教訓等を踏まえ、高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、国において、災害対策基本法及び災害救助法の改正、並びに厚生労働省ガイドラインの改訂が行われた。これらを受け、国の防災基本計画が修正された。



出典：厚生労働省 第30回社会保障審議会福祉部会資料（R7.10.21）

出典：静岡市HP

（令和6年能登半島地震に係る静岡市の対応（健康管理支援活動））

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 pp.36, 38, 39、資料2-3 pp.22, 23】

- ・在宅・車中泊を含めた避難者へのDWAT等の派遣
- ・災害救助法に基づく実施事項への「福祉サービス提供」の位置付け

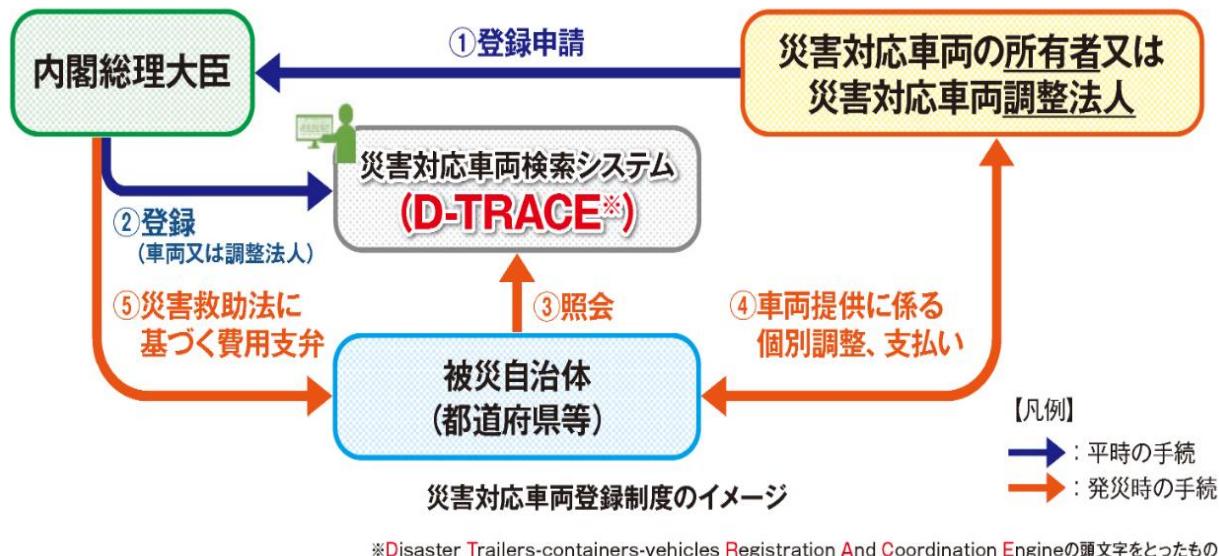
対応状況

- ・上記内容を地域防災計画に記載するとともに、DWATへの派遣要請の方法や受入体制について、今年度改定予定の受援計画に反映する。

2-3 キッチンカー・トイレカー等の登録・データベース化

背景

能登半島地震では、NPO等による炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、自治体や民間団体等からトイレカーやトイレトレーラーが避難所へ派遣され、トイレ環境の向上につながった。これらを踏まえ、国により、災害対応車両登録制度が整備されるとともに、防災基本計画が修正された。



出典：災害対応車両登録制度HP

出典：農林水産省HP

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 p.32】

- ・国が整備したデータベースへの市有車両の登録
- ・災害時における登録車両の活用による被災者支援の実施

対応状況 ・静岡市で導入したトイレカーについても、隨時、国のデータベースに登録する。

2-4 避難所の環境改善のための居住スペース等の見直し

背景

近年の大規模災害、特に能登半島地震等において、避難所の生活環境の悪化や健康被害が課題として顕在化した。そのため、国において、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」等を踏まえ、避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定（2024年12月）を行うなど、避難所環境の改善を進める方針が示された。

災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を送るための
「人道憲章と人道支援における最低基準」（スフィア基準）

«分野別数値指標の例（抜粋）»

分野	指標
避難所	1人あたりの居住スペース 3.5 m ²
衛生（トイレ）	発災後初期段階：50人に1基 中期段階：20人に1基 ※男女比1：3とする

スフィアハンドブック（2018）を参考に作成



出典：内閣府「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月13日）」

静岡市地域防災計画に追加した内容【資料2-1 pp.17, 42】

- ・避難所における避難者1人あたりの面積を、3.0 m²から3.5 m²に修正
- ・避難所配備するトイレの設置数及び男女比については、スフィア基準を準用するものとする

対応状況

- ・指定避難所の収容面積及び備蓄物資の拡充を行う。